(医療施設調査)

前回部会(第 113 回人口・社会統計部会)において追加説明等を求められた 事項への回答

調査事項の変更 エ「受動喫煙対策の状況」について

「1敷地内を全面禁煙としている」、「2特定屋外喫煙場所を設置している」となっているが、現在、総務省で審査中である厚生労働省健康局の「喫煙環境に関する実態調査」(一般統計調査)における喫煙環境に係る選択肢をみると、「1敷地内全面禁煙」、「2特定屋外喫煙場所を設置」以外の選択肢が設けられている。両調査間の整合性はどうなっているのか。1,2以外の選択肢は必要ないか。

(回答)

受動喫煙に関する選択肢については、事実関係としては、前回部会の時点では「医療施設調査」と「喫煙環境に関する実態調査」の選択肢は整合がとれており、政策部局の意向を踏まえたものとなっておりました。

しかし、「喫煙環境に関する実態調査」において、以下のとおり、受動喫煙対策の 措置をしていない場合も把握できるよう修正したことを受け、医療施設調査において も整合を図るため、修正を検討いたします。

▶「喫煙環境に関する実態調査」修正(案)

- 問3 貴事業所におけるたばこ (火をつけて喫煙するたばこ) の喫煙環境 について、当てはまる番号に1つ○をつけてください。
 - (1) 敷地内全面禁煙としていますか。
 - 1 禁煙にしている
 - 2 禁煙にしていない
 - (2) 特定屋外喫煙場所を設置していますか。
 - 1 設置している
 - 2 設置していない